平成25年2月18日

各　　位

会 社 名　サイオステクノロジー株式会社
代表者名　代表取締役社長　　喜多 伸夫
（コード番号３７４４　東証マザーズ）
問合せ先　執行役員　　小林　　徳太郎
電　　話　０３－６８６０－５１０５

株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、１株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）　分割の方法

平成25年6月30日（日）［実質的には平成25年6月28日（金）］を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき100株の割合をもって分割します。

（２）　分割により増加する株式数

平成25年6月30日（日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年2月18日（月）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のようになります。

株式分割前の発行済株式総数	88,744株	※
今回の分割により増加する株式数	8,785,656株	
株式分割後の発行済株式総数	8,874,400株	
株式分割後の発行可能株式総数	15,000,000株	

上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３） 分割の日程

基準日設定公告日　　平成25年６月14日（金）
基準日　　平成25年６月30日（日）［実質的には平成25年６月28日（金)］
効力発生日　　平成25年７月１日（月）

（４） 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

（５） 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の１株当たりの権利行使価格を平成25年７月１日以降、次のとおり調整いたします。

	発行日	調整前払込金額	調整後払込金額
第１回新株予約権	平成15年10月15日	40,000円	400円
第４回新株予約権	平成24年４月６日	17,000円	170円

（６）配当予想の修正

平成 25 年７月１日を効力発生日として当社株式１株を 100 株に分割することに伴い、平成 25 年 12 月期の期末配当予想につきまして、平成 25 年１月 31 日付「平成 24 年 12 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の予想額である１株当たり 500 円から 100 分の１の５円へ修正します。

＊ 本件は、株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成 25 年１月 31 日に公表しました１株当たりの予想期末配当金及び通期配当総額に実質的な変更はございません。

	年間配当金		
基準日	第２四半期末	期末	合計
前回予想 （平成 25 年１月 31 日）	円 銭 0.00	円 銭 500.00	円 銭 500.00
今回予想	0.00	*5.00	5.00
前期実績 （平成 24 年 12 月期）	0.00	300.00	300.00

３．単元株制度の採用

（１） 新設する単元株式の数

「２．株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

（２） 新設の日程

効力発生日　　平成25年７月１日（月）

（参考）平成25年６月26日（水）をもって、東京証券取引所マザーズ市場における売買単位も100株に変更されることになります。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

「２.株式分割の概要」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年７月１日（月）をもって当社定款の一部を変更します。

（２）変更の内容

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更します。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第７条（単元株式数）を新設します。

③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第８条（単元未満株式についての権利）及び第９条（単元未満株式の買増し）を新設します。

④現行定款第６条の変更及び第７条、第８条、第９条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則に経過措置の定めを新設します。

（下線は変更部分）

現行定款	変更後
第１条から第５条まで　（条文省略）	第１条から第５条まで　（現行通り）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、150,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、15,000,000 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（新設）	（単元未満株式についての権利） 第８条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第９条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第７条　～　第 47 条　（条文省略）	第 10 条　～　第 50 条　（現行どおり）
（新設）	附則 （経過措置） 第６条の変更及び第７条、第８条、第９条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年７月１日とし、本附則は効力発生日をもって削除されるものとする。

なお、本年３月 22 日（金）開催予定の第 16 回定時株主総会において、上記のとおり定款変更議案を付議いたします。

以　上